

令和7年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について

1 令和7年度決算における健全化判断比率の状況

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質 公債費比率	将来負担比率
令和7年度 (A)	—	—	8.3	—
令和6年度 (B)	—	—	8.4	—
増減 (A)－(B)	—	—	△ 0.1	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0
財政再生基準	20.0	30.0	35.0	

2 令和7年度決算における資金不足比率の状況

(単位：％)

	簡易水道事業会計	公共下水道事業会計
令和7年度 (A)	—	—
令和6年度 (B)	—	—
増減 (A)－(B)	—	—
経営健全化基準	20.0	

3 健全化判断比率の推移

(単位：％)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実質赤字比率	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—
実質公債費比率	8.7	8.9	8.4	8.3
将来負担比率	—	—	—	—

(単位：千円)

標準財政規模	2,308,944	2,269,755	2,240,616	2,331,930
うち臨時財政対策債	17,028	7,473	3,476	0

◎ 用語の解説

- ・ 実質赤字比率
一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・ 連結実質赤字比率
全ての会計を対象とした実質赤字及び資金不足額の合計から実質黒字及び資金剰余の合計を控除した額の標準財政規模に対する比率(実質黒字の場合は指標なし)
- ・ 実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ・ 将来負担比率
一般会計が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率
- ・ 資金不足比率
公営企業ごと資金の不足額の事業の規模に対する比率(黒字、資金剰余の場合は指標なし)
- ・ 標準財政規模
普通交付税の算定の仕組みを通じて計算される、地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源
(標準税収入) ＋ (地方譲与税等) ＋ (普通交付税) ＋ (臨時財政対策債)

4 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の推移

(単位：千円)

区 分	実質収支額／資金不足・剰余額				摘要
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
(1) 一般会計	201,496	120,451	76,848	67,345	
(2) 特別会計	4,992	2,448	3,069	4,359	
① 国民健康保険事業特別会計	4,367	2,437	3,003	3,325	
② 後期高齢者医療特別会計	625	11	66	1,034	
③ 介護保険サービス事業特別会計	0	0	0	0	
(3) 公営企業会計	9,337	12,935	207,195	234,484	
① 簡易水道事業会計	9,337	12,935	195,680	216,709	
② 公共下水道事業会計	0	0	11,515	17,775	

(単位：千円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	摘要
(4) 標準財政規模	2,308,944	2,269,755	2,240,616	2,331,930	
うち臨時財政対策債	17,028	7,473	3,476	3,476	

(単位：％)

(5) 実質赤字比率 (1) / (4)	— ▲ 8.72	— ▲ 5.30	— ▲ 3.42	— ▲ 2.88	
(6) 連結実質収支額 (1) + (2) + (3)	215,825	135,834	287,112	306,188	
(7) 連結実質赤字比率 (6) / (4)	— ▲ 9.34	— ▲ 5.98	— ▲ 12.81	— ▲ 13.13	

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」は指標なし

※ 実質赤字収支又は連結実質赤字が黒字の場合、「実質赤字比率（％）」又は「連結実質赤字比率（％）」を負の値で参考表示

実質赤字額比率	一般会計等の実質赤字額 (1)
	標準財政規模 (4)
【 早期健全化基準 15％ / 財政再生基準 20％ 】	

連結実質赤字比率	連結実質赤字額 (6)
	標準財政規模 (4)
【 早期健全化基準 20％ / 財政再生基準 30％ 】	

5 実質公債費比率の推移

(単位：千円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	摘要
(1) 地方債の元利償還金		470,028	492,299	405,125	442,135	
(2) 準元利償還金		136,575	133,279	125,698	129,796	
	① 公営企業の地方債償還に充てられる繰入金	129,511	129,082	121,506	125,589	
	② 一部事務組合等の地方債償還に充てられる負担金	7,064	4,197	4,192	4,207	
	③ 公債費に準ずる債務負担行為	0	0	0	0	
	④ 一時借入金利子	0	0	0	0	
(3) 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源		36,149	35,882	36,348	38,916	
	① 公営住宅使用料	24,081	23,824	24,392	26,313	
	② 都市計画税	12,023	12,013	11,911	11,506	
	③ その他	45	45	45	1,097	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額		411,253	413,938	350,924	376,662	
	① 元利償還金分	134,576	127,335	119,221	66,583	
	② 準元利償還金分	276,677	286,603	231,703	310,079	
(5) 標準財政規模		2,308,944	2,269,755	2,240,616	2,331,930	
	うち臨時財政対策債	17,028	7,473	3,476	0	

(単位：%)

(6) 実質公債費比率（単年度）	8.4	9.5	7.6	8.0	
(7) 実質公債費比率（3カ年平均）	8.7	8.9	8.4	8.3	

$\text{実質公債費比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$					
【 早期健全化基準 25% / 財政再生基準 35% 】					

6 将来負担比率の推移

(単位：千円)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	摘要
(1) 将来負担額		6,699,158	6,277,779	6,436,912	5,388,481	
	① 地方債の現在高	4,978,342	4,781,857	5,031,655	4,840,807	
	② 債務負担行為に基づく支出予定額	0	0	0	0	
	③ 公営企業債等繰入見込額	1,208,236	1,109,102	991,018	105,499	
	④ 一部事務組合等負担等見込額	146,896	10,983	8,242	69,546	
	⑤ 退職手当負担見込額	365,684	375,837	405,997	372,629	
(2) 充当可能財源等		6,914,357	6,878,824	7,123,140	7,289,557	
	① 充当可能基金	2,866,942	3,111,030	3,409,109	3,491,610	
	② 充当可能特定財源	376,526	260,553	167,418	76,132	
	うち都市計画税	107,257	97,505	89,958	76,132	
	③ 基準財政需要額算入見込額	3,670,889	3,507,241	3,546,613	3,721,815	
(3) 標準財政規模		2,308,944	2,269,755	2,240,616	2,331,930	
	うち臨時財政対策債	17,028	7,473	3,476	0	
(4) 基準財政需要額に算入された元利償還金・準元利償還金の額		411,253	413,938	350,924	376,662	

(単位：%)

(5) 将来負担比率		△ 11.3	—	—	—	
		—	△ 32.3	△ 36.3	△ 97.2	

将来負担比率		$= \frac{(1) - (2)}{(3) - (4)}$				
		【 早期健全化基準 350% / 財政再生基準 なし 】				

7 資金不足比率の推移

□ 簡易水道事業（R5以前：法非適用企業、R6以降：法適用企業）

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 〔(1) + (2) + (3)〕－(4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	98,211	96,425	87,406	87,114	
① 水道料金	92,071	90,297	81,642	80,188	
② 受託工事収益に相当する収入	5,149	5,671	5,251	6,345	
③ その他営業収益に相当する収入	991	457	513	581	
(7) 受託工事収益に相当する収入	5,149	5,671	5,251	6,345	
(8) 事業の規模 (6)－(7)	93,062	90,754	82,155	80,769	

(9) 資金不足比率 (5) / (8)	－ 0.00	－ 0.00	－ 0.00	－ 0.00	
-------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	--

※ 資金不足額が負の値の場合「資金不足なし＝資金剰余」で、「資金不足比率（％）」は指標なし

※ 資金不足なしの場合、「資金不足比率（％）」を負の値で参考表示

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$
【 経営健全化基準 20％ 】		

□ 公共下水道事業（R5以前：法非適用企業、R6以降：法適用企業）

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	摘要
(1) 繰上充用金	0	0	0	0	
(2) 支払繰延金・事業繰越額	0	0	0	0	
(3) 建設事業以外の地方債残高	0	0	0	0	
(4) 解消可能資金不足額	0	0	0	0	
(5) 資金の不足額 〔(1) + (2) + (3)〕－(4)	0	0	0	0	
(6) 営業収益に相当する収入	31,844	31,208	28,065	28,272	
① 下水道使用料	31,801	31,165	28,019	28,245	
② 受託工事収益に相当する収入	0	0	0		
③ その他営業収益に相当する収入	43	43	46	27	
(7) 受託工事収益に相当する収入	0	0	0	0	
(8) 事業の規模 (6)－(7)	31,844	31,208	28,065	28,272	

（単位：％）

(9) 資金不足比率 (5) / (8)	－ 0.00	－ 0.00	－ 0.00	－ 0.00	
-------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	--

資金不足比率	=	$\frac{\text{資金の不足額 (5)}}{\text{事業の規模 (8)}}$
【 経営健全化基準 20％ 】		